

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第659号

2014年（平成26年）6月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

都市計画の策定及び総合調整事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2014年（平成26年）5月26日付けで諮問（第659号）された都市計画の策定及び総合調整事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人に通知を省略する合理的理由、目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

国土交通省では、密集市街地に代表される防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図ることを目的に、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上を推進する都市防災総合推進事業（「災害危険

度判定調査」「住民等まちづくり活動支援」「地区公共施設等整備」「都市防災不燃化促進」「密集市街地緊急リノベーション事業」「地震に強い都市づくり緊急整備事業」「被災地における復興まちづくり総合支援事業」)を実施している。

都市防災総合推進事業のうち「災害危険度判定調査」は、ある特定の地震規模、震源、振動の伝搬、それによる建物倒壊、出火の可能性、死傷者数等を想定したいわゆる「被害想定」とは異なり、過去の主な地震災害や各種の研究成果において被害との因果関係が概ね明確である市街地の属性について、防災上の観点で都市的なレベル、地区のレベルそれぞれから市街地の現状を評価し、重点的かつ緊急的に整備を要する地域や都市の基盤施設等を明確にし、防災性を向上させるためのまちづくりを行う基礎的資料として活用している。

本市では、平成13年3月に藤沢市都市防災基本計画災害危険度判定調査を実施しているが、実施から10年以上が経過し、市街地の現状も変わってきていることから、新たに重点的かつ緊急的に整備を要する地域や都市の基盤施設等を明確にし、藤沢市都市防災基本計画を改定するため、災害危険度判定評価の危険度データを更新するものである。

このため、平成25年4月24日に藤沢市個人情報保護制度運営審議会(以下「本審議会」という。)に諮問をし、平成25年5月9日に資産税課が保有する家屋課税台帳等の情報を利用することが必要かつ合理的であると考えられる旨の答申がされた。(第553号)

しかし、提供された個人情報を確認したところ、所在地番(家屋)からでは、所在を特定できない家屋が多数(約500件)確認され、災害危険度判定調査を行うことができないことが判明した。

そのため、これらの家屋を特定するために、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の棟番号並びに家屋棟番号図が必要となる。

また、災害危険度判定調査は、調査のためには膨大な時間を要することと専門的な知識が必要であることから、業務委託によって行う。そのとき、業務委託における受託者の個人情報の利用方法は、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の棟番号と家屋棟番号図により、家屋を特定し、災害危険度判定調査の調査区ごとに割り振り、その調査区内での延焼危険度、避難危険度及び建物倒壊危険度を算出するために利用する。また、建築年月については、地震動及び液状化による建物全壊数を算出するために利用する。

これらのことから、災害危険度判定調査にあたって、市内全域の建物の利用現況についての情報が必要となるが、膨大な件数の情報を市内全域から個別に収集することは、限られた時間、人員及び予算の中では不可能である。

以上のことから、本調査業務の執行においては、資産税課が保有する家屋課税台帳等の情報を利用することが必要かつ合理的であると考えられることから、本審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集することの必要性及び目的外に利用することの必要性について

本調査で必要とする個人情報は、市内全域の家屋（約12万棟）を対象とすることから、本人から個別に収集するとしたならば、莫大な時間、労力、費用を要する。

さらに、後述のとおり、本調査はコンピュータ処理にて行うため、すでに個人情報を電子データで保有している資産税課の情報を利用することが合理的である。

以上のことから、迅速かつ合理的に本調査を進めるためには、他に方法がないことから所管課である資産税課の個人情報を目的外に利用する必要がある。

(3) 本人以外のものから収集する個人情報及び目的外利用する個人情報の範囲について

家屋課税台帳等の記載事項のうち、表一1に掲げるものである。

表一1

・ 家屋課税台帳 ・ 家屋補充課税台帳	・ 棟番号（家屋）
・ 家屋棟番号図	

ア 「棟番号（家屋）」について

家屋の所在を家屋棟番号図上で特定するため。

イ 「家屋棟番号図」について

家屋の位置を特定するため。

なお、昨年度、本人以外のものから収集すること及び目的外利用することが認められた個人情報は表一2に掲げるものである。

表一2

・ 家屋課税台帳 ・ 家屋補充課税台帳	・ 所在地番（家屋） ・ 現況構造（家屋） ・ 現況1階床面積（家屋） ・ 現況延床面積（家屋） ・ 建築年月（家屋）
------------------------	---

ア 「所在地番（家屋）」について

場所を確認するため。

イ 「現況構造主体（家屋）」について

災害危険度判定調査ではゾーンごとに不燃化率等を算出していくため木造棟数、非木造棟数、耐火棟数を把握するため。

ウ 「現況1階床面積（家屋）」について

木防建ぺい率を算出するため、小ゾーンごとの1階床面積を把握するため。

エ 「現況延床面積（家屋）」について

木造率を算出するため。

オ 「建築年月」について

地震動・液状化による建物全壊数を把握するため、小ゾーンごとの建物構造・建築年代別に建築棟数を把握するため。

(4) 引渡しの方法について

資産税課から都市計画課への引き渡しは、電子媒体(CD-ROM)とする。ただし、家屋棟番号図については、図面の写しとする。なお、都市計画課から受託者へも同様とする。

(5) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び個人情報を目的外利用することに伴う本人通知の省略について

「本人以外のものからの収集」及び「目的外利用」の本人通知については、通知に係る件数が市内全域における家屋課税台帳等(約12万件)を対象とするものとなるため、通知すべき相手が多数の場合で、目的外のために利用する管理情報の内容の重要度に比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本来業務に支障が生じるため実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから省略するものである。

なお、市民へは、都市計画課により、広報ふじさわを通じて周知を図る。

(6) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

本調査は、市内全域における家屋課税台帳等(約12万件)のデータの集計を行う。紙ベースのデータでは、膨大なデータを限られた時間と費用の中で迅速かつ正確に集計することは不可能であることから、コンピュータ処理が必要となる。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

・ 家屋課税台帳 ・ 家屋補充課税台帳	・ 棟番号(家屋)
・ 家屋棟番号図	

なお、昨年度コンピュータ処理をする個人情報の項目として認められたものは次のとおりである。

・ 家屋課税台帳 ・ 家屋補充課税台帳	・ 所在地番(家屋) ・ 現況構造(家屋) ・ 現況1階床面積(家屋) ・ 現況延床面積(家屋) ・ 建築年月(家屋)
------------------------	---

ウ 業務の流れ

都市計画課は、資産税課が保有する個人情報を資産税課から電子媒体(CD-ROM)で受け取る。ただし、家屋棟番号図は、紙媒体で受け取る。

その後、都市計画課から受託者へ、資産税課が保有する個人情報を電子媒体(CD-ROM)で提供する。ただし、家屋棟番号図は、紙媒体で

提供する。

受託者は、受け取った紙媒体での家屋棟番号図をデータ化する。なお、データ化した家屋棟番号図は調査が終了したのち消去する。

受託者は、データ化した家屋棟番号図と、資産税課が保有する個人情報をもとに、災害危険度判定調査の調査区ごとに割り振り、調査区ごとの結果をまとめた作成調書（資料4）を作成する。

#### (7) 安全対策

ア 都市計画課での安全対策については、次のとおりである。

税システムからの情報については、IT推進課に依頼し、データを抽出し、磁気テープにデータを保存すること。受託者への磁気テープの受け渡しについては、日時及び受け取る業務従事者の氏名を事前に確認しておき、双方複数人で行うこと。また、その際には、受け渡し簿を作成し、双方で確認すること。

イ 受託者に求める安全対策については、次のとおりである。

(ア) プライバシーマーク及び ISMS 又はこれと同等と市が認める資格を取得していること。

(イ) 作業場所が機械警備・監視カメラ・有人監視・IDカードの導入等によるセキュリティ管理がなされていること。

(ウ) サーバを管理している保管施設への入退室は業務従事者のみに限定し、入退室の状況を記録すること。

(エ) 業務責任者及び業務従事者についての名簿を提出すること。

(オ) 作業現場への藤沢市都市計画課の立会いが可能であること。さらに緊急時や確認が必要なときに、藤沢市役所から公共交通機関により2時間以内で移動可能な場所に作業場所を設置すること。

(カ) 端末操作については、ユーザーID及び暗証番号による認証を行い、端末操作を業務従事者に限定すること。

(キ) 暗証番号は定期的に変更するとともに操作の状況を記録すること。

(ク) 個人情報情報は端末には保存せず、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理すること。

(ケ) 作業を行う端末については、外部ネットワークと接続しないこと。

(コ) 端末については、コンピュータウィルス対策ソフトを利用し、最新のウィルスパターンを適用し、ウィルス対策を施すこと。

(サ) やむを得ず紙に出力したデータについては、作業室内でシュレッダーなどにより確実に速やかに廃棄すること。

(シ) データの受け取りについては、日時又は受け取る業務従事者の氏名を事前に連絡しておき、受け渡しの際は、受け渡し簿を作成し双方で確認する。また、磁気テープは施錠できるケース等に収納して運搬し、運搬車両はコンテナ積載型、ワゴンタイプ等積み荷に対して施錠管理のできるものを使用する。

(ス) 業務委託後は速やかにデータを消去し、記録媒体があるときは、

専用ソフトでデータ消去し完全に復元できないようにするか、シ  
ュレッダーなどにより、データを復元できないように処理をして  
廃棄すること。また、その際には廃棄証明書を提出すること。

(セ) 提供する情報については、市の許諾なくして複写又は複製しな  
いこと。

(ソ) 業務従事者については、個人情報に関する必要な研修及び指導  
を行うとともに、個人情報管理が適正に行われているか点検を行  
うこと。

(タ) 受託者は、守秘義務違反に関する責任の所在を明確にするるとと  
もに、業務従事者に周知徹底すること。

(チ) 取り扱うすべての情報に対して、不正な持ち出し、改ざん、破  
壊、紛失及び漏洩などが行われないよう管理を徹底すること。

以上、個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護  
に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」、「藤  
沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「データの保護及び秘  
密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確  
保に努める。

(8) 実施時期

2014年8月1日以降

(9) 提出資料

ア 業務委託契約書（案）

イ 平成26年度 災害危険度判定調査更新業務委託特記仕様書（案）

ウ 藤沢市都市防災基本計画書（抜粋）

エ 作成調書（例）

オ 小ゾーン図

カ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までの  
とおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用  
する必要性について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び  
目的外に利用する必要性について、次のように述べている。

ア 本調査で必要とする個人情報は、市内全域の家屋（約12万棟）  
を対象とすることから、本人から個別に収集するとしたならば、莫  
大な時間、労力、費用を要する。

イ さらに、本調査はコンピュータ処理にて行うため、すでに個人情  
報を電子データで保有している資産税課の情報を利用することが合  
理的である。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集  
する必要性及び目的外に利用する必要性が認められる。

- (2) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

「本人以外のものからの収集」及び「目的外利用」の本人通知については、通知に係る件数が市内全域における家屋課税台帳等（約12万件）を対象とするものとなるため、通知すべき相手が多数の場合で、目的外のために利用する管理情報の内容の重要度に比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本来業務に支障が生じるため実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれる。

なお、市民へは事前に広報ふじさわを通じて周知を図るとのことである。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

- (3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

本調査は、市内全域における家屋課税台帳等（約12万件）のデータの集計を行うことから、紙ベースのデータでは、膨大なデータを限られた時間と費用の中で迅速かつ正確に集計することは不可能であり、コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

イ 安全対策について

実施機関が説明要旨(7)ア及びイの(ア)から(チ)（以下(ア)から(チ)という）において示す安全対策は次のとおりである。

(ア) 実施機関の安全対策

データ媒体の紛失を防ぐための措置 ア

(イ) 受託者の安全対策

- a 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (イ), (ウ), (カ), (キ)
- b 情報の改ざんを防止するための措置 (ス)
- c ネットワークからの情報流出を防止するための措置 (ケ), (コ)
- d 実施機関が委託業者の安全対策を確認できるようにするための措置 (ア), (エ), (オ), (カ)
- e データの消失を防止するための措置 (ク)
- f データ媒体の紛失を防ぐための措置 (シ)
- g 利用後にデータを確実に消去するための措置 (ス)
- h その他委託業者の安全対策を高めるための措置 (ク), (サ), (セ), (ソ), (チ)

以上、個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、

個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上